

鳥取敬愛高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、中学校における教育の基礎の上に人格の向上を期し徳の涵養に努め、自主的精神に富める心身の健やかな人を育成することを目的とする。

(校名及び位置)

第2条 本校は、鳥取敬愛高等学校と称し、鳥取市西町一丁目111番地に置く。

(課程、学科、修業年限及び収容定員)

第3条 本校の課程、学科、修業年限及び収容定員は、次のとおりとする。

課程名	全日制課程	
学科名	普通学科	計
	普通科	
修業年限	3年	200
収容定員(1学年)	200	

(教職員)

第4条 本校に、次の教職員を置く。

校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、主査、事務長、事務職員、寮母、現業主事、舎監、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次のとおりとする。

4月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 創立記念日 5月1日

(5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月22日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月8日まで

(8) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 校長は、教育上その他の事由により必要があると認めたときは、休業日を

変更し、又は臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 教育課程は、文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領に基づき校長が編成する。

(学習の評価)

第9条 学習の評価に関しては、学習指導要領に基づいて、学校が定める。

(単位の修得の認定)

第10条 各教科に属する科目の単位の修得の認定は、生徒の出席時間数及び学習の評価に基づいて、校長が行う。

2 前項の出席時間数は、出席すべき時間数の5分の4以上を満たさなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(課程の修了)

第11条 各学年の課程の修了は、生徒の習得した単位及び各教科以外の教育活動の成果に基づいて、校長が認定する。

(原級留置)

第12条 校長は、生徒の習得単位数が不足し、進級させることが適当でないと認めるときは、これを原級に留め置くことができる。

(卒業又は修了)

第13条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(様式第1号)を授与しなければならない。

第4章 入学、留学、転入学、休学、退学

(入学資格)

第14条 入学資格は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了したもの又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(募集要項)

第15条 生徒の募集要項は、年度ごとに公示する。

(検定料)

第16条 入学志願者は、細則に定める入学志願書(様式第2号)に所定の入学検定料を添えて、校長に提出しなければならない。

(選抜方法)

第17条 選抜方法は、出身学校長の提出する細則に定める調査書(様式第3号)と、本校において行う学力検査などにより総合判定して選抜する。

(入学許可)

第 18 条 入学は、校長が許可する。

2 第 1 学年への入学の許可は、学年の始めに行う。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、入学を許可することができる。

(誓約書の提出)

第 19 条 生徒は、細則に定める誓約書（様式第 4 号）及び住民票の写しを校長に提出し、入学金を納めなければならない。

第 20 条 保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があったときは、細則に定める誓約書（様式第 5 号）を校長に提出しなければならない。

第 21 条 保護者又は生徒は、保護者、生徒又は保証人の住所又は氏名に変更があったときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない

(留学)

第 22 条 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、細則に定める留学願（様式第 6 号）に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の留学願の提出があった場合において、教育上有益と認めたときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

(転入学)

第 23 条 校長は、他の高等学校の生徒で転入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、そのものの修得した、又は履修している単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

2 転入学を希望する生徒は、細則に定める入学志願書（様式第 2 号）にその者の在学する校長の在学証明書及び所定の入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

(休学又は退学)

第 24 条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学しようとするときは、細則に定める休学願（様式第 7 号）又は退学願（様式第 8 号）に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、3 月以上 1 年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めたときは、その期間をさらに延長することができる。

(復学)

第 25 条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、細則に定める復学願（様式第 9 号）に復学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

（転学）

第 26 条 生徒は、他の高等学校に転学しようとするときは、細則に定める転学願（様式第 10 号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 5 章 学校納金

（学校納金）

第 27 条 生徒は出席の有無にかかわらず、学校納金を毎月 7 日までに納入しなければならない。

2 学校納金とは、授業料、施設設備費、教育振興費を言う。

3 納付の方法及び特別な場合の取り扱いは、細則に定めるとおりとする。

第 28 条 すでに納付した学校納金は、理由のいかんを問わず返還しない。

2 正当な理由なく、かつ、手続きを行わず学校納金を 3 月以上滞納し、その後においても納付の見込みがない生徒に対しては、校長は学籍を除くことができる。

第 6 章 賞罰

（表彰）

第 29 条 校長は、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

（懲戒）

第 30 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により生徒に対して、説諭、謹慎、停学又は退学処分を行うことができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒

（3）正当な理由がなく出席が常でない生徒

（4）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

第 7 章 寄宿舎

第 31 条 入舎又は退舎を希望する生徒は、校長に願出て許可を受けなければならない。

2 舎生は校長の定める舎費、食費その他の必要な経費を納めなければならない。

3 舎生は別に定める舎則に従わなければならない。

第8章 雑則

(損害賠償)

第32条 校長は、生徒が学校の施設若しくは備品を損傷し又は亡失したときは、情状によってその損害を賠償させることができる。

(その他)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な細則は、学校長が別に定める。
- 3 この学則は、昭和52年5月18日改正

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から実施する。
- 2 昭和56年度における第1学年の収容定員については、第3条の規定にかかわらず家政科150人とする。
- 3 昭和57年度における第1学年の収容定員については、第3条の規定にかかわらず家政科100人とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から実施する。
- 2 昭和58年度における第2学年及び第3学年の収容定員については、第3条の規定にかかわらず普通科200人とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から実施する。
- 2 昭和59年度における第3学年の収容定員については、第3条の規定にかかわらず普通科200人とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度に係る第2学年及び第3学年の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、普通科250人、家政科100人とし、昭和62年度にかかる第3学年の収容定員もまた同様とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 昭和 62 年度に係る第 2 学年及び第 3 学年の収容定員並びに昭和 63 年度に係る第 3 学年の収容定員は、この学則による改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 64 年度に於ける第 2 学年及び第 3 学年、並びに昭和 65 年度における第 3 学年にかかる設置学科は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年度における第 2 学年及び第 3 学年、並びに平成 5 年度における第 3 学年に係る収容定員（1 学年）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年度における第 2 学年及び第 3 学年、並びに平成 7 年度における第 3 学年に係る収容定員（1 学年）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 7 条第 1 項第 3 号に第 4 土曜日を加える。）

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

「鳥取女子高等学校」を「鳥取敬愛高等学校」に改める。

学校納金の納入日（第 27 条）「毎月 10 日」を「毎月 7 日」に改める。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度における第 2 学年及び第 3 学年、並びに平成 19 年度における第 3 学年に係る収容定員（1 学年）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
転入学（第 23 条）に入学検定料を加える。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度における第 2 学年及び第 3 学年、並びに平成 30 年度における第 3 学年に係る収容定員（1 学年）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度における第 2 学年及び第 3 学年、並びに令和 5 年度における第 3 学年に係る収容定員（1 学年）は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 成年年齢が 18 歳以上に引き下げられることに対し、第 20 条について保護者の定義を改めた。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 条目的について一部改正する。